

第7日

令和3年9月6日（月）

午後1時40分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、6番佐々木明子議員の質問を許可します。6番佐々木明子議員。

（6番佐々木明子君登壇）

○6番（佐々木明子君） 皆さん、こんにちは。6番佐々木明子でございます。お忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。

また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスの影響で開催が1年延期になった東京オリンピック・パラリンピック大会が、昨日閉幕いたしました。両大会は、コロナ禍により不運な開催となり、多くの混乱や批判もありましたが、致命的なトラブルもなく、世界中の人々に数々の感動を与えてくれた大会でした。

さて、華やかな祭典が終わり、現実に戻ると、いまだ自粛と我慢を強いられているのに、なかなか終息が見えてこない新型コロナウイルス感染症のために、ため息が出てまいります。

また、急変を告げる日本の政局にも不安を感じる毎日ですが、平凡だけど穏やかな普通の暮らしが一日も早く戻ってくるよう願わずにはられません。

これよりは質問席にて質問をさせていただきます。

（6番佐々木明子君降壇）

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問してまいります。

1、学校における働き方改革について質問いたします。

教職員の働き方改革については、平成30年6月定例会から昨年12月定例会まで、7回質問させていただきました。今回で8回目の質問をさせていただくこととなりますが、今年の2月には、かねてより要望しておりました朝倉市における教職員の働き方改革取組指針が策定されました。今後、指針に基づき働き方改革が粛々と実現されていくことを願います。

それでは、（1）教職員の勤務時間の把握について質問させていただきます。

①勤務時間と超過勤務の現状についてですが、朝倉市は、令和元年9月よりICタイムレコーダーによる勤務時間管理システムを導入し、小中学校教職員の業務時間を記録しております。市の働き方改革取組指針によりますと、一月当たりの超過勤務時間の上限を、原則として45時間と定めております。令和2年度の小中学校教職員の超過勤務時間の状況をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） お答えします。

令和元年9月から、出退勤管理システムを導入しております。これにより客観的な勤務時間管理を行っております。出勤時及び退勤時にICカードをカードリーダーにタッチすることにより出退勤時間を記録し、在校等時間や時間外在校等時間を管理する方式です。記録されたデータは、本人及び管理職が確認できるようになっております。

教育委員会も1月ごとに全職員のデータの提出を受けており、状況を把握しております。

令和2年度においては、小学校の月平均時間外在校等時間は39.4時間、月80時間超の勤務者割合は6.6%であり、中学校の月平均時間外在校等時間は52.1時間、月80時間を超える勤務者割合は16.4%であります。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 今、45時間の超過勤務時間について、まずお尋ねしましたが、小学校で平均39.4時間、中学校で52.1時間、中学校において上限を超えているわけですが、原因についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 時間外等在校時間の特徴につきましては、小学校が少なく中学校が多いという傾向は以前から見られております。その原因として考えられるのは、やはり部活動の指導、こういったことをされる先生方がいらっしゃいますので、その分が多めになっているのかと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 先ほど報告がありましたが、厚生労働省は、超過勤務時間が月80時間を超える状態が続く場合、心疾患や精神疾患による過労死の危険性が高くなるとしていますが、朝倉市の小中学校において一月当たりの超過勤務時間が80時間を超える教職員の割合については、先ほど、小学校が6.6%、中学校が16.4%。やはりこれも中学校において高いようですが、何か対策を考えておりますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 対策としましては、定時退校の日を設ける、それから部活動をしない日を設けるなどの対応をしております。

その後、学校長が毎月状況を把握して、時間外在校等時間が多い職員に対しては、その理由を確認しているところです。その上で、必要に応じて業務改善の指導や業務サポートなどのフォローを行い、時間外在校等時間を縮減するように努めております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 先ほど申し上げましたが、月80時間を超える時間外労働が続くと、脳や心臓疾患、メンタル不調につながるおそれがあります。先ほど、対策もいろいろ講じておられるようですが、一日も早く80時間を超える時間外労働をしている教職員をゼロにさせていただくことを要望いたします。

次に、勤務時間は適正に打刻されているかについて質問いたします。

労働基準法は、労働時間が6時間を超えれば45分の休憩時間を取らねばならないとしています。そこで、教職員の休憩時間についてお尋ねいたします。

教職員の中には、昼の休憩時間に児童生徒の指導をされている方が多いとお聞きします。令和2年3月の定例会で、休憩時間を取ることができない教職員への対応を質問しました。その回答として、休憩時間の確保については、検討してきちんと取っていただくよう指導していくとありましたが、状況についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 教職員は、お昼休みとして45分の休憩時間が、給食の時間とは別に確保されております。で、お昼休みの教職員は子どもたちと過ごす方もいらっしゃる、自己研さんで勉強する人、時間がもったいないからと言って仕事をしてしまう人がいらっしゃいます。

学校現場には特別支援員を採用しており、給食も含めて特別に支援を要する子どもについては先生方の補助をしていただくことも役割としております。

管理する側からすれば、やはりしっかり休憩を取って午後の授業に備えてほしいところではありますが、職員もリフレッシュの時間の重要性を意識してほしいところでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 教育委員会としても休憩時間の必要性は認識されておるようでございますので、できるだけ現場の意見をお聞きして、先生方が45分のお昼休み時間を取れるように努力していただきたいと思っております。

さて、勤務時間管理のためにICタイムカードが導入されておりますが、仕事が終わらないので終業時間に打刻して、それからまた勤務しているとか、土日に勤務してもICカードに打刻しにくい雰囲気があるなどの声が、全国で報告されております。朝倉市の現状はいかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 朝倉市においてですけれども、学校における働き方改革を推進するためには、まず現状を把握することが必要であると考えております。

教職員の勤務時間を適正に把握することは重要であることを全職員に伝えており、協力して取り組んでもらっております。議員が言われるような打刻後に残って仕事をするようなことは行われていないと認識しております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 管理職から残業せずに早く帰りなさいと言われても、仕事は終わっていないので、仕方なく打刻してから残って仕事をする。または、家に持ち帰って仕事をする。そんな状況も実際にはあるのではないのでしょうか。教職員が不正に打刻せざる

を得ない状況を根本的に解決する。例えば、業務内容の見直しや教職員を増員するなどの取組を要望いたします。

次に、（２）給食費の公会計化の進捗状況について質問してまいります。

令和元年７月に制定された文部科学省の学校給食費の公会計化に関するガイドラインには、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示されています。平成30年６月の定例会で給食費の公会計化を要望してから、これは今回で５回目の質問となります。

この間の答弁として、ガイドラインを踏まえて他市町村の取組状況を調査し、教育委員会として慎重に検討していくと回答されております。進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 令和３年２月に策定した教職員の働き方改革取組指針において、学校給食費の公会計化を推進するということが記述しております。

朝倉市に導入するにおいては、人員の確保や条例・規則の制定もしくは変更、システムの導入など、様々なステップを踏まねばならず、それなりに時間がかかるものと考えております。

現在、教育課において他自治体の事例を研究し、なるべく早く導入するためにどのような方策があるのかなどを分析し、進め、調整を行っている状況でございます。予算の確保等のめどがついた段階で、改めて議会に全容を説明し、お諮りしたいと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） ６番佐々木議員。

○６番（佐々木明子君） 学校給食は、教職員にとって子どもたちに食育について教える重要な教育の場です。しかしながら、給食の運営については自治体が担うべきです。

今回、朝倉市教職員の働き方改革取組指針に示されましたので、学校給食費の早期の公会計化を要望いたします。

次に、学校労働安全衛生管理体制について質問してまいります。

教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境確保のため、学校は労働安全衛生管理体制を整備しなければなりません。

ところで、朝倉市立小中学校規則、また、２月に策定された教職員の働き方改革取組指針の中には、労働安全衛生体制についての記述がありません。朝倉市は、学校職員安全衛生管理要綱は制定していないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 現在、朝倉市では労働安全衛生法第12条の２の規定に基づき、各学校に衛生推進者を選任しております。そして、労働衛生に関する業務を行っていただいております。

また、これとは別に、この衛生推進者をメンバーとして朝倉市立学校衛生推進者会議を

設けている状況でございます。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） その回答については前回もお伺いしておりますが、そうではなくて、そもそも労働安全衛生管理要綱というものをほかの自治体はつくっております。その中で、推進者の選任ではなくて、どういった安全衛生に関することをしていかなければならないか、どういう組織にしなければいけないかということを詳しく書いてあります。ぜひ学校における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し、早急に要綱を策定することを要望いたします。

次に、衛生委員会についてお尋ねします。

朝倉市の各小学校は、先ほど部長が申されましたように、在職する教職員が50未満なので、衛生委員会の設置は義務づけられておりません。朝倉市は平成18年3月に朝倉市立学校衛生推進者選任要綱を策定しており、各学校長が衛生推進者を選任し、衛生に関わる業務を担当させております。

ところで、突然で申し訳ございませんが、衛生推進者の業務とはどのような業務でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 衛生推進者、先ほど申し上げましたけれども、学校職場における労働環境、それから精神状態等、そういった衛生に関する業務管理・指導を行うような立場でございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 私、要綱を手に入れてまいりました。その中には衛生推進者の職務として、何と8項目も制定されております。

簡単に4つぐらいにまとめると、施設整備等の点検及び使用状況の確認、作業環境、作業方法の点検、健康診断及び健康保持増進のための措置、衛生教育に関すること、まだまだあと4項目もございます。

衛生推進者は、各学校1人しか選任されていないわけです。任務を遂行していく中で生じた問題点とか、改善点、そういうのを学校で共有したり、話し合ったりする場はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 衛生推進者が、今、議員が述べられた全ての項目を1人で行うわけではございません。それを中心となっていくということで、当然、手伝っていただく先生方もいらっしゃいますし、最終的には校長、管理職等がこの話を聞いて対策を練るような形になっております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） それは余りにも何か中途半端といえますか、選任要綱があるだ

けで、結局、衛生推進者の職務についても要綱に載っておりますけれど、それをしなさいというだけで、じゃ、それをそれから先どうやって各学校で話し合っていくなさいとか、そういうことについては一切触れられてはおりません。私は、やはり各学校に衛生委員会の設置を提案したいと思います。

次に、学校衛生推進者会議について質問いたします。

先ほど言いましたように、朝倉市には学校衛生推進者会議というものがございます。各学校には衛生委員会は設置されておりましたが、全体として朝倉市で学校衛生推進者会議を設置しております。

ところで、学校衛生推進者選任要綱は策定されていますが、推進者会議については規則に定めているのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 任意の会議でございますので、これは規則には定めておりません。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 各学校に衛生委員会はない。全体として推進者会議はあるけど、何も規定するところはない。そうだったら、何か絵に描いた餅みたいなもので、何の規制力もないし、どうやってそれを運営していくかということも、そのてんでんでまちまちなるんじゃないでしょうか。

昨年12月に質問をしたとき、令和2年度の推進者会議は行われてないとおっしゃってましたが、令和2年度の会議は開催されたのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 令和2年度については開催されていないということでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） たしか令和元年度も開催されてないと答弁があったような記憶があるんですが、ちょっと確かじゃありませんけれど。年に1回すると、これ先ほど言いましたように、何回も質問しておりますが、原則として年に1回の会議を設けているという回答でしたが、それをすらあつてない。それなのに、どうしてその職員の労働安全に対して朝倉市全体で共有することができるのでしょうか。

昨年12月の定例会でも、衛生推進者、教育委員会、産業医、教職員組合の代表者、校長会の代表者などで構成する学校総括労働安全衛生委員会の設置を要望いたしました。答弁として、その方向で今後考えていきたいと回答がありましたが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 進捗状況についてでございますが、このことについては、コ

コロナウイルス感染症等の対応のため、申し訳ございませんが、進捗状況を報告できる状況にはございません。

12月議会では、各学校に委員会を設置し、その上で教育委員会に総括労働安全衛生委員会を設置、労働組合の代表や産業医などをメンバーにしてほしいという要望であったと理解しておりますが、各学校の体制構築、委員会設置までを念頭に置いた場合、現場にかなり負担が生じるのではないかと考えるところでございます。

課題もある中ではございますが、総括的な安全衛生委員会を設置しながら、協議の内容や決定事項をきちんと共有される機能できる体制をにらみつつ、学校側の体制づくりについては、もう少し柔軟に考えさせていただきたいと思っております。

このことについては、もう少しお時間をいただきたいところでございます。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 先ほど、部長は現場に多大な負担をかけるとおっしゃいましたが、現場の先生にお尋ねしたら、そんなことはない。やはり各学校、学校、いろんな問題点は違うと。それを各学校で話し合いをして、その上で全体で話し合いの場を設けてほしいと希望されておりました。教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境確保のために、各学校に衛生委員会を設置し、全体に総括労働安全衛生委員会を設置すべきと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今、議員さんが、各学校にこういったものをつくっていただきたいということ、そして、総括衛生労働委員会の設置について。学校は御存じのとおり様々な委員会が何十とございます。当然この衛生に関しても大変重要なことでございまして、この件につきましても、各学校で話し合いを、この衛生委員会、校内の委員会ではなく、運営委員会であるとか、様々な学年委員会とか、そういった中で、こういった内容の話は出てまいります。

そして、そういったものも総合的にまとめて行うのが、やっぱり管理職でございます。そういったことで、今までどおりこの校内でのものについては、各学校から選出をしていただく。そして、市で開催いたします総括検討委員会、これについては、もう少しお時間を頂いて検討させていただくという方向でお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 私としては各学校に衛生推進者会議を開いていただきたいんですが、その取組の一つとして、全体で総括労働安全衛生推進者会議が行われるようになれば、それは一つの前進だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2、学校教育行政について質問してまいります。

(1) 学校に行きづらい児童生徒への支援について。

まず、①不登校児童生徒の現状について質問してまいります。

近年、子どもが成長する家庭の環境は大きく変化しており、中でも学齢期における子どもを取り巻く状況は複雑化しております。学校になじめない。学校に行きづらい子どもは、ここ数年全国的に増加傾向にあります。

そこで、朝倉市における令和2年度並びに直近の小中学校の不登校児童生徒数をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 令和2年度の本市における不登校児童生徒の現状は、小学校20人、中学校62人です。今年度の1学期までの統計は、小学校8人、中学校20人です。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 4年前、平成28年度の不登校児童生徒数は46人でありました。年度によって違いはあるのですが、平成28年度と比較すると倍近く令和2年度は増加していることとなります。教育委員会として、学校に行きづらい児童生徒への支援をどのような対策を取られているのか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 不登校対策につきましては、一番大きな柱となりますのが適応指導教室、昔の希声館、あそこにつくってあります適応指導教室ステップというのが中心になっております。

あと、フリースクール等に通う児童生徒がいますが、そのフリースクールとも連携を取りながら対応をしているところでございます。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） ただいま答弁にありましたように、朝倉市には学校に行きづらい子どもたちを見守り、学校生活への復帰を支援する教室として、適応指導教室ステップが開催されております。また、NPO法人フリースペースよつばも活動しています。ステップとよつばの活動状況が分かりましたらお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） まずは、適応指導教室のステップでございますが、令和2年度において小学生は5人、中学生22人の合計27人、次に、フリースクールよつばに通われる児童生徒ですが、令和2年度においては小学生が1人、中学生が7人の合計8人です。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 今、よつばの令和2年度の利用人数を、小学校が1名、中学校が7名と回答がありましたが、もちろん、よつばの場合は朝倉市の子どもたちはその状況であります。そのほか他市町村から通っておりまして、その他が14名おりますので、合計22名、卒業生の高校生も4名ほどは来ているそうです。



それで、先ほど報告を受けた令和2年度の不登校児童生徒数、合計82名のうち35名、約半数近くの児童生徒が適応指導教室ステップや、フリースペースよつばの支援を受けていることになっております。

さらに今年は、何と7月現在ですが、今報告にありましたように、中学校の不登校生徒数20名のうち15名の生徒がステップとよつばで支援を受けているそうです。ステップやよつばの活動を見ますと、学校に行きづらい子どもたちにはやはり居場所づくりが大切なのだなと痛感いたします。

先日、ステップとよつばにお邪魔いたしました。夏休み期間中だったせいも、子どもたちはそのときはおりませんでした。夏休み中でも時々は来るそうです。支援の先生方にいろいろお話をお伺いいたしました。学校に行きづらい子どもたちへの支援の必要性を、支援員の先生方は本当熱く語っていただきました。

お話の中で、対策の必要性があると言われた案件が2つほどございます。1つは、子どもたちが学校に復帰したとき、よつばとか、ステップとかで頑張っただけで学校に復帰できるような状態になったときのことです。学校に復帰したとき、対応してくれる環境がないということだそうです。それで、また不登校に逆戻りして、ステップやよつばに戻ってくる子どもが多いということです。対策として、各学校に不登校支援員を加配してほしいと訴えられました。

また、2つ目は、コロナウイルス感染症によるオンライン授業があるかもしれませんが、それに備えて、適応教室とフリースペースよつばにWi-Fi環境を整備してほしいということです。

教育委員会として、その件に関しましてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） まずよつばやステップから学校に戻る際の話でございますが、不登校児童生徒が復帰後、いきなり教室に入っていくことはなかなか難しいハードルがあると聞いております。

そこで、緩衝的な教室として、校内に適応指導教室を設けている学校もございます。空き教室を活用して、ステップやフリースクールからチャレンジして登校する子どもたち、この子どもたちが教室に行くことがきつくなったときに避難できる場所を準備しております。

その教室では、本市の予算による心の相談員、もとは子どもの悩みや相談を聞き取るカウンセラー的な役割を果たしていたものが対応している状況でございます。

全ての学校にこれができるかといいますと、現状では予算の確保のみならず、人材の確保の問題が大きく左右するかと考えております。少しずつ充実させていけるように考えており、このあたりは御理解いただきたいと思っております。

次に、タブレット端末の活用についてでございますが、適用指導教室にはWi-Fi環境がございません。改善の必要があると考えており、内部で検討を進めている状況でございます。

それと、フリースクールの件でございますが、ここにWi-Fi環境の整備はどうかということですが、学校などと同じ環境、内部ネットワークとするのか、やはり外部の私的な施設でございますので、一般の家庭からの利用と同じに考えるのかで内容も異なってまいります。セキュリティその他の問題もあり、そこは慎重に考えていく必要があるものと御理解いただきたいものでございます。

その上で、フリースクールよつばが果たしている実績などを考慮して、何らの支援をするかについては、考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 現場の先生方の訴えでございますので、そのところはよく討議していただいて、善処していただきたいと思えます。

それでは最後に、NPO法人フリースペースよつばの支援について質問いたします。

フリースペースよつばは、学校に行きづらい子、社会になじめない人の自立支援を行うことを目的として、2015年4月開設されております。事業として、学習支援や居場所づくり、相談業務を行っています。2018年からは、福岡地域貢献活動サポート事業も行っております。この事業は今年度で打ち切りになるそうですが、開設から6年を経過した現在、朝倉市はもとより、筑前町、東峰村、久留米市、うきは市にまで周知され、活動が拡大しております。

支援会場は、コロナ感染予防対策もあり、朝倉市2か所、東峰村1か所、計3か所に設けております。スタッフは教員免許取得者8人と学校支援員1人、計9名です。

事業費は会費、企業からの協賛金、福岡県フリースクール支援事業補助金、令和2年度よりは、東峰村教育委員会補助金、計500万円の収益金で運営しております。

ボランティア精神をモットーに子どもの支援に従事しておりますが、資金的に今後の経営に不安がございます。学校になじめない。学校に行きづらい子どもたちの学習支援の場として、居場所として、毎年20名以上の子どもを支援しております。卒業した高校生たちも何人も訪れて、中学校時代にできなかったいろんなことを、そこでまたさらに学んだりもしているそうです。フリースペースよつばは、なくてはならない存在に本当になっていると思えます。

福岡県フリースクール支援事業補助金として、昨年は117万円です。117万円ですよ。117万円頂きましたが、補助金の額は流動的で、支援団体が増えれば増えるほど補助金も案分なので減額されます。東峰村からは支援会場も提供していただいておりますが、補助金も昨年から頂けるようになりました。有能な支援職員を継続して事業に従事させるためにも、事業費の確保は重要です。朝倉市もフリースペースよつばを支援すべきではないで

しょうか。

教育長は教職員在職中、不登校問題に真摯に取り組んでおられ、また、よつばとはそのころより交流があったとお聞きしております。教育長に就任されてからは、毎月よつばから不登校児童生徒の状況が届けられているともお聞きしております。そのことを踏まえまして、よつばへの支援の見解をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 私も中学校に在籍しておったときは、やっぱり不登校というのが、特に中学校で一番の課題であるというふうに私自身は認識をしておりました。

そして教育委員会に参りまして、やはり市全体のことで分かったんですが、やはり不登校のお子さんがいまだにたくさんおられるということ。これは、私は今、教育関係の喫緊の課題の一つであるというふうに考えているのは一切変わりません。

で、朝倉市には適応指導教室ステップがございます。そして、今申されましたフリースペースよつば、これはNPOのフリースクールでございます。若干性質の違う。活動内容はほぼ同じような内容をしていただいて、日々頭の下がる思いで頑張っているものと思っております。でございますが、性質が多少違うのも認識をしていただいているものと思っております。

他の市町村では、この適応指導教室のない市町村もございます。そういったところで、こういったNPOのフリースクールを活用してあるところもあるというふうにお聞きはしているところでございます。

ですので、本市の適応指導教室とフリースペースよつば、それぞれの兼ね合いというのが非常にございますので、今後は慎重に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 学校になじめない、行きづらい子どもが学校に復帰でき、未来へ向かって自立できるようになる施策を講ずることを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木明子議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。2時35分に再開いたします。

午後2時23分休憩